

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号

平成 27 年（ワ）第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第 2 陣・相双地区原告ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2020 年 12 月 15 日

福島地方裁判所いわき支部 御中

準備書面(543)・口頭陳述 —南相馬訴訟判決における損害評価の誤り—

原告ら訴訟代理人

弁護士 米 倉 勉



貴裁判所は、本年 11 月 18 日、南相馬訴訟について判決を言い渡しました。

南相馬訴訟には、本件と共通の論点が多数含まれております。ところが、この判決には、看過しがたい誤った判旨が多数見られます。そこで、本書面においては、中でも故郷剥奪損害に関わる 3 つの重大な誤りについて、その要点を指摘いたします。

第 1 避難慰謝料の支払いによる故郷剥奪慰謝料の填補

1 南相馬判決の判示

南相馬判決は、中間指針による月額 10 万円の避難慰謝料の支払いによって、「本件地域生活利益ないし人格的利益の侵害による精神的損害の一部が填補されていると」と判示しました。

その理由として判決は、まず、避難慰謝料の支払いには「その期間中従前の平穏な日常生活とその基盤が奪われたことに対する精神的苦痛を慰謝する趣旨の支払いが含まれて」いるのだと言います。次に、避難慰謝料と故郷変容慰謝料は、本件事故前に原告らが生活の本拠地において営んできたことにより得られ、又は得ることができた人格的利益という面で共通するのであり、これらが根こそぎ奪われるという損害であるから、重なり合う部分が存在するのだと述べます。

しかし、この判示は、避難慰謝料の内容について誤った理解をしております。

2 避難慰謝料の実体

(1) 日常生活阻害

南相馬判決は、避難慰謝料の内容について、「従前の住居地以外での生活を余儀なくされ」あるいは「従前の住居地での正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり阻害され」たことにより、「自らが選択した住居地において平穏な社会生活を営むという法的利益『平穏生活利益』を侵害されたもの」であると認定しています。しかしこの判示は、本件原告らが主張している避難慰謝料の内容とは、その意味内容を異にしております。

本件で原告らが（おそらく南相馬訴訟の原告も同様に）主張している避難慰謝料の内容は、「避難生活による精神的損害」ですが、その実体は、まさに避難先の生活における「日常生活阻害」です。それは、避難生活における不安、不自由、不便などによるストレスと心身の苦痛であり、もっと具体的に指摘すれば、慣れない土地における劣悪な住環境の中で、本来の役割を奪われたままで、無為な毎日を送らざるを得ないという、避難先における新たな精神的苦痛の付加なのです。

このような避難先での日常生活阻害は、当然のことながら、「元の地域における生活の喪失」と表裏をなす形で生じる事態ではあります。しか

し、ここで原告らが避難慰謝料として特定し、主張している損害事実は、元の地域での生活の喪失ではなく、避難生活（避難先）における新たな損害（日常生活阻害による精神的苦痛）なのです。判決は、これを曲解しています。

（2）故郷剥奪慰謝料との差異

南相馬判決は、避難慰謝料における損害を、殊更に、従前の住居地における法益侵害であると述べていますが、本件原告らは、それらを故郷剥奪損害の要素として位置づけております。

故郷剥奪損害は、従前の生活・元の住居地において営んでいた地域生活がもたらす、様々な利益の包括的な喪失という損害事実です。すなわち、原告らが本件事故までに享受していた、既存の権利利益の「喪失」（Loss）であって、新たな不利益（苦痛）の発生＝「支出」（Expense）ではない。このように、避難慰謝料と故郷剥奪損害という異なる性質・内容である損害の区別を、曖昧にしてしまうのは誤りです。

3 故郷剥奪損害を填補しないこと

以上により、両者は重なり合うものではありませんから、避難慰謝料の支払いは、故郷剥奪慰謝料の内容を填補するものではないのです。

第2 帰還困難区域との比較

帰還困難区域の損害との比較に関する誤りについては、意見陳述を省略いたします。本準備書面と、これまで繰り返し主張してきたところをお読みください。

第3 財産的損害の賠償と故郷剥奪損害

1 南相馬判決の判示

南相馬判決は、被告による財産的損害の賠償は、「地域生活利益ないし人格的利益の侵害による精神的苦痛を慰謝する性質」を有すると判示しまし

た。

これまで、被告は原告らに対して、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、就労不能損害、営業損害、財物損害（土地、建物、家財等）、住居確保損害等の支払いをしてきました。判決は、「これらの財産的損害に対する賠償は、本件事故により生活の本拠となる住居や職業活動等を営む生活基盤が失われたことによる損害を、経済的測面から一定程度回復するものと評価できる」と言います。そして、「新たな居住地での地域生活の構築」や、元の地域における「地域生活の再建の一助になる」から、地域生活利益ないし人格的利益の侵害による精神的苦痛を慰謝する性質を有している」という理屈です。

2 故郷剥奪損害の理解における根本的な誤り

しかし、このような判示は、本件における故郷剥奪損害の意味するところ（同時に南相馬訴訟における故郷喪失・変容損害についての主張）について、根本的な理解を誤っております。

この誤りの重大性に鑑み、原告が主張・請求してきた故郷剥奪慰謝料の内容について、改めて簡潔に述べておきます。

原告らは、それぞれが居住する地域において日常生活を送り、生業を営んでいたのですが、そのような「故郷」（地域社会）における、家庭（自宅）での生活、職業生活、地域生活等の一切を破壊されました。あるいは自然との関わり、そして精神的拠り所としての故郷を奪われました。

そのような「故郷」とは、「生活と生産の諸条件」が一体となったものであり、住居、農地、自然環境、経済、文化（社会・政治）等の、一切の要素を内容としています。そして、このような地域社会は、そこで生活する住民にとって、様々な機能を包含する地域生活利益を享受する場でもある。すなわち①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・維持機能等の地域社会の有する諸機能は、地域の生活にとってかけがえのないものであり、その剥奪

は、全ての住民にとって精神的な打撃であるとともに、重大な財産的損害を意味しております。

このような意味で、包括的平穏生活権は精神的・財産的な複合的な権利利益であり、財産的損害と精神的損害の両方を包含しております。

そうすると、このような内容である故郷剥奪損害は、南相馬判決が判示した「生活基盤」（この言葉の意味は、基本的に住宅と生産基盤たる不動産を指すものと想定いたします。）、その侵害という単純なものではありません。したがってまた、住宅等が賠償されれば「包括的平穏生活権」の侵害が回復し、精神的損害が填補されるという単純なものではないことは明白であります。

なぜか。第一には、上記のとおり地域社会とは、各原告の自宅や職場での活動に留まらず、職業生活や地域社会生活等の全般を意味し、地域における生活と生産活動の全てに及ぶからです。

第二に、さらに重要なことは、原告らの地域での生活は、南相馬判決が想定しているような、何処かで「住宅を取得すれば被害が回復する」という単純なものではなく、特定の場所で形成され、固有の地域社会において長い年月を重ねて構築されてきた、具体的な生活だからです。何処かの避難先で住宅を買ったら回復するかのような、抽象的・観念的な「生活基盤」ではないのです。

従って、例えば住宅という財物の賠償が、財産上の損害の填補という意味を超えて、地域生活利益の喪失を填補することにはなりません。住宅の財物賠償が、故郷剥奪損害を填補するという理屈は成り立ちません。

3 財産的損害の賠償が填補する射程

(1) 様々な賠償の根拠

そもそも、被告がこれまで、様々な財産的損害を賠償してきたのは、被告の不法行為による損害が全生活的なものであり、広範な内容の莫大な損害を与えた結果であって、当然のことです。また、それぞれの賠償

は、個別の損害に対応するものとして、証憑資料の提出の上で被告による審査を経て、書面による合意の上で支払われております。

(2) 財物賠償が填補するもの

南相馬判決は、「これらの財産的損害に対する賠償は、本件事故により生活の本拠となる住居や職業活動等を営む生活基盤が失われたことによる損害を、経済的測面から一定程度回復するものと評価できる」と述べております。

しかし、住居や生産基盤たる不動産の賠償は、その財産的価値（の喪失）が填補するだけであって、元の地域において構築されていた、地域生活利益までが填補される訳ではありません。もとより、適切な財物賠償がなされれば、何処かの土地において、元と同等の資産を得ることができますのであります。すると、当然その利用利益を回復することになりますが、それは財物という資産の当然の性質であって、元の地域社会における元の生活（地域生活利益）が回復する（故郷剥奪損害が回復する）ことを意味しません。

すなわち、例えば住居の賠償によって居住環境が改善されれば、避難慰謝料の一部が填補されることはある得ても、故郷剥奪損害を填補することはないのです。

(3) 「生活基盤」とは

南相馬判決は、上記のとおり「生活基盤」という言葉を用いて、「生活基盤」たる財物の賠償によって、地域生活利益の構築ないし回復がなされるものであるかのように捉えているようです。本件原告らは、「生活基盤」という言葉を主張の基礎に置いたことはありませんが、これを、当該地域における地域生活利益を構築し、支える基礎となる「基盤」という意味で用いているのだとしたら、そのような便利なものは存在しません。

既に述べたとおり、「故郷」とは、地域生活利益を核とする包括的な価

値です。それは、具体的な地域における時間と空間の上に構築されてきた、地域住民の生活の歴史であって、どこかに不動産を購入したら再生するような抽象的産物ではありません。

4 小括

財産的損害を賠償すれば、故郷剥奪損害の一部が填補されるという南相馬判決の理屈は、被告の願望を反映したものであります。本件における故郷剥奪という事態の理解を誤り、損害評価を根本的に歪めてしまう重大な誤りです。「個人の尊重」（憲法 13 条）と「個人の尊厳」（民法第 2 条）が保障される上で、財物の賠償によって人格権侵害が填補されるなどという倒錯した論旨は、決して許されません。

最後に、これらの争点は、先に分離・結審した山木屋地区原告らに対する判決についても、同様の意味を持つことを、申し添えます。

以上